

令和6年度実施

民間企業経験者等対象

豊川市職員採用候補者試験要綱

1 申込期間

8月5日(月)から8月31日(土)まで(消印有効)

2 採用予定職種、人員及び受験資格

職種	人員	受験資格
事務・技術職員	あわせて 10名程度	昭和40年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、以下の区分に応じた経験・資格等を有し、採用後、その専門知識、技術、経験を市政に活かすことができる方
		【行政一般】 民間企業、各種団体、地方自治体等(以下「民間企業等」という。)において、以下に例示するような、職務経験が5年以上(令和6年8月末現在)ある方 ～ 例 ～ <ul style="list-style-type: none">・観光振興、広報戦略等の業務に携わった経験・弁護士事務所、司法書士事務所、民間企業の法務部門等で、法務文書、官公署提出書類の作成等に携わった経験・会計事務所、民間企業の経理部門等で、財務会計事務に携わった経験・社会福祉施設、児童福祉施設等で、相談指導等の業務に携わった経験・医療機関で一般事務(管理・運営等)に携わった経験・防災対策、地域防災、防災教育等の業務に携わった経験・気象、地震、海洋等の観測・予報・研究等に携わった経験
		【社会福祉士・精神保健福祉士】 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格免許を有し、民間企業等において、資格を活かした職務経験が5年以上(令和6年8月末現在)ある方
		【学芸員】 博物館法に定める学芸員の資格を有する方、又は令和7年3月31日までに取得見込みの方で、民間企業等において、学芸員に関係する職務経験を5年以上(令和6年8月末現在)有し、次のいずれかの条件を満たす方 <ul style="list-style-type: none">・美学又は美術史を専攻した方・歴史学を専攻した方
		【情報】 独立行政法人情報処理推進機構が実施する試験のうち、以下に掲げる試験のいずれかに合格している人で、民間企業等において、システムの構築、運用・管理等の業務に携わった経験が5年以上(令和6年8月末現在)ある方 <ul style="list-style-type: none">・応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、情報セキュリティスペシャリスト(情報処理安全確保支援士)試験、システム監査技術者試験
【土木】 技術士(建設部門又は上下水道部門)、1級土木施工管理技士又は土地区画整理士の資格を有し、民間企業等において、土木工事に関する設計、施工管理等の業務に携わった経験が5年以上(令和6年8月末現在)ある方		

		<p>【建築】 1級建築士、2級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、民間企業等において、建築確認、建築工事に関する設計、施工管理等の業務に携わった経験が5年以上（令和6年8月末現在）ある方</p>
		<p>【機械・電気】 建築設備士、電気主任技術者（第1種又は第2種）又は電気工事施工管理技士（1級又は2級）、管工事施工管理技士（1級又は2級）の資格を有し、民間企業等において、施設の維持管理（機械・電気）の業務に携わった経験が5年以上（令和6年8月末現在）ある方</p>
		<p>【法務】 法科大学院を修了した方もしくは令和7年3月31日までに修了見込みの方又は司法試験予備試験を合格した方</p>

- ※ 最終合格者は原則として令和7年4月1日の採用となります。
 なお、欠員状況等により、既に大学等を卒業している人又は資格・免許を取得している人については、本人の意向を確認のうえ、同日前に採用されることがあります。

【注意事項】

- ◇ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。
 - ※ 以下はその内容です。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ◇ 日本国籍を有しない方について
 - ・採用日において、法令により永住が認められていない方は、受験できません。
 - ・採用後任用される職に制限があります（市民の権利・自由を制限したり、義務・負担を課したりする職務及び本市の行政活動において、企画、立案及び決定等に関与する職務にはつくことができません。）。
- ◇ 受験資格に定める資格免許を取得見込の方は、取得できなかった場合は採用されません。
- ◇ 経験年数の計算にあたっては、民間企業等の正規職員として2年以上（産休・育児休業等の休業期間を除く。）継続して就業していた期間が該当し、職務経験が複数ある場合は通算ができます。例えば、A会社で2年、B会社で1年、C団体で3年、当該業務に従事してきた場合、B会社の経験は2年未満であるため該当せず通算年数は5年となります。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一方のみの職歴とします。
- ◇ 試験申込書に虚偽の記載（学歴、職歴（正規、非正規）、資格等）があった場合は採用されません。
- ◇ 身体等の事情により特に配慮が必要となる事項（車椅子、拡大読書機等の使用、点字による試験等）がある場合は、事前に相談してください。

3 試験日程

区 分	内 容
第1次試験	<u>9月上旬</u> 書類審査 <u>10月上旬</u> 結果発表
第2次試験	<u>10月20日（日）</u> プレゼンテーション、適性検査 <u>11月上旬</u> 結果発表
第3次試験	<u>11月24日（日）</u> 個人面接 <u>12月中旬</u> 結果発表

- ※ 不測の事態が生じた場合、試験日程等について、変更となる場合があります。
- ※ 第2次試験以降の会場等の詳細は、別途通知します。
- ※ 各試験の結果は、合格者の受験番号（受験票に記載します。）を市ホームページに掲載します。

4 試験科目及び内容

試験科目	内 容
書類審査	試験申込書の志望動機等及び「自己PR書」※ ※「自己PR書」について <ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズで片面印刷2枚とし、氏名を記載してください。 ・ <u>あなたの考える豊川市の課題に対し、あなたの経験や能力を活かして、どのように解決することができるか</u>という点について記載してください。 ・ 書式は問わず、表現方法は自由です。 ・ 写真は5枚まで掲載することができます。
プレゼンテーション	第1次試験において提出した試験申込書及び「自己PR書」の内容についての説明及び質疑応答（30分） なお、試験中に使用できる資料は、第1次試験において提出した試験申込書及び「自己PR書」に限ります。
適性検査	職員として職務遂行上必要な素質、性格の検査（60分） ※ CD音声により実施します。
面接試験	主として人物についての面接による口述試験

5 受験手続

申込書類の送付先	豊川市役所総務部人事課（本庁舎2階） 豊川市諏訪1丁目1番地（〒442-8601） 電話 0533-89-2122（直通）
申込手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類（下記参照）については、必要事項を自書した試験申込書と関係書類を封筒（角型2号 240×332mm）に入れ、この試験要綱内にある宛名ラベルを貼って、必ず郵送にて送付してください。 ・ 申込書は、豊川市ホームページ上でダウンロードすることができます。
申込期間	令和6年8月5日（月）から8月31日（土）まで（消印有効）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊川市職員採用候補者試験申込書（A4サイズで両面印刷（長辺とじ）） 写真（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向のもの。写真の大きさは、縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ・ 自己PR書（「4 試験科目及び内容」欄を参照） ・ 受験に必要な資格証明書類の写し ・ 84円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書・提出書類に不備、不足等があると受付ができませんので、十分注意してください。 ・ 申込書類受付後、受験票を郵送します。9月18日（水）までに到着しない場合は、必ず人事課へお問合せください。

6 試験成績の開示

試験の成績については、以下の規定に基づき、口頭又は電話で開示します

請求できる方	開示内容	開示期間	開示方法
第1次試験 不合格者	・総合得点及び 総合順位	・各試験の合格者発表の日 から1か月間 ・受付時間 8:30～17:15 (市役所の開庁日のみ)	受験者本人が、人事課へお問合せ ください。 その際、受験番号等を確認させて いただきます。
第2次試験 不合格者	・総合得点及び 総合順位		
第3次試験 不合格者	・総合得点及び 総合順位		

※ 受験者本人に対してのみ開示します。

※ 各試験において、受験しなかった科目がある場合は、試験成績は開示しません。

7 待遇

◇ 初任給

令和7年4月1日時点の見込額です。下記金額には地域手当を含みます。ただし、給与制度の改正により、変更することがあります。

初任給は、最終学歴、職務経験の年数に応じて決定されます。

初任給額のモデルケース	
大卒、年齢30歳で職務経験が8年である場合	272,950円程度
大卒、年齢38歳で職務経験が16年である場合	322,664円程度

◇ 職員手当

豊川市職員給与条例等に基づき、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給します。

◇ 勤務時間、休暇等

勤務時間	平日 8:30～17:15 ※ 勤務場所によっては、土日等を含む変則勤務があります。 ※ 時期、職場によって、時間外勤務があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
年次有給休暇	1年度（4月から3月まで）に20日 ※ 繰越あり
主な特別休暇等	慶弔休暇、夏季休暇（5日）、結婚休暇、ボランティア休暇、産前産後休暇、育児休業（子が3歳になるまで）、子の看護休暇、妻の出産付添休暇、男性職員の育児参加休暇、介護休暇、早出遅出勤務等

◇ その他

退職手当の勤続期間の計算において、職務経験の期間（他の地方公務員等の期間を含む。）は通算されません。

8 緊急時の対応

台風や地震等の自然災害等により試験日程等を変更する場合は、当日の午前7時までに市ホームページに情報を掲載しますので、ご確認ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/jinnjishokuinsaiyo/shokuinsaiyo/saiyoshiken.html>

9 その他

- ・申込受付後、試験申込書その他一切の書類はお返ししません。
- ・申込書等の用紙を郵送で請求する場合は、94円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を必ず同封してください。
- ・その他不明な点は人事課までお問合せください。

【お問合せ先】

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市役所 総務部人事課人事係（本庁舎2階）
電話 0533-89-2122（直通）
E-mail jinji@city.toyokawa.lg.jp
URL <http://www.city.toyokawa.lg.jp/>